amana

株式会社アマナ　証券コード：2402

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会

招集ご通知

開催日時
2023年12月25日（月曜日）午後１時（受付開始 午後０時30分）

開催場所
東京都港区港南二丁目16番４号 品川グランドセントラルタワー3階 ザ グランドホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目的事項
［臨時株主総会］
決議事項
第１号議案　第三者割当による募集株式の発行①の件
第２号議案　発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件
第３号議案　第三者割当による募集株式の発行②の件
第４号議案　資本金の額の減少の件
第５号議案　資本準備金の額の減少の件
第６号議案　取締役の員数変更に関する定款一部変更の件
第７号議案　取締役３名選任の件
第８号議案　株式併合の件
第９号議案　単元株式数の定めの廃止等に関する定款一部変更の件

［普通株主様による種類株主総会］
決議事項
第１号議案　発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件
第２号議案　株式併合の件

●本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
●本株主総会にご出席の株主様は、株主総会開催日現在の状況やご自身の体調をお確かめの上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
●体調不良と見受けられる株主様のご入場をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

（証券コード2402）
2023年12月８日
（電子提供措置の開始日 2023年12月１日）

株　主　各　位

東京都品川区東品川二丁目２番43号
株　式　会　社　ア　マ　ナ
代表取締役社長　進　藤　博　信

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　本臨時株主総会には、第２号議案「発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件」及び第８号議案「株式併合の件」を議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。**
**　各株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。なお、書面交付請求をされていない株主の皆様に対しても、株主総会参考書類を書面にてお送りいたします。**

株主総会資料掲載ウェブサイト　https://d.sokai.jp/2402/23078642/

当社ウェブサイト　https://amana.jp/
（上記のサイトにアクセスいただき、メニューより「会社概要・IR」「IR投資家情報」「IRライブラリー」「株主総会関連書類」「2023年」を順に選択いただき、ご確認ください。）

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アマナ」または「コード」に当社証券コード「2402」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月22日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2023年12月25日（月曜日）午後１時（受付開始 午後０時30分）
２．場　　所　東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー３階
ザ　グランドホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目 的 事 項

［臨時株主総会］

決 議 事 項

第１号議案　第三者割当による募集株式の発行①の件
第２号議案　発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件
第３号議案　第三者割当による募集株式の発行②の件
第４号議案　資本金の額の減少の件
第５号議案　資本準備金の額の減少の件
第６号議案　取締役の員数変更に関する定款一部変更の件
第７号議案　取締役３名選任の件
第８号議案　株式併合の件
第９号議案　単元株式数の定めの廃止等に関する定款一部変更の件

［普通株主様による種類株主総会］

決 議 事 項

第１号議案　発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件
第２号議案　株式併合の件

４．招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場

受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類
[臨時株主総会]

第１号議案から第９号議案の上程に至る経緯

当社グループは、写真・CG・映像・イラストレーションなど視覚から訴求するものを「ビジュアル」と総称し、これらビジュアルを活用したコミュニケーション・コンテンツの提供等を通じて、お客様の商品やサービスの価値を可視化することで、「届けたい想いが伝わり、行動を促す」コミュニケーションをお客様と共に創造する、ビジュアルコミュニケーション事業を展開しております。ビジュアルコミュニケーションは、顧客とのかかわり方や受託する案件の特性に応じて価値提供の主体としてコミュニケーション・コンテンツの企画制作（communication領域）と、ビジュアル・コンテンツの企画制作（visual領域）の２つに大別しております。当社グループでは、1979年の創立以来、広告業界を中心としてビジュアルコミュニケーション事業で順調に業績を拡大し、2019年12月期連結会計年度で売上高22,901百万円となるまでに成長してまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新商品発売の遅延や中止、イベント等のプロモーション活動の制限など、企業の広告宣伝費・販売促進費の削減による影響が生じました。この結果として、2020年12月期連結会計年度において、売上高が17,198百万円（前期比24.9％減）と著しく減少し、営業損失1,526百万円を計上したうえ、不適切会計事案の調査に関する費用等の特別損失の計上などで親会社株主に帰属する当期純損失2,486百万円を計上した結果、983百万円の債務超過となりました。さらに一部の長期借入金について財務制限条項に抵触したことで、短期的な資金繰りへの懸念が生じました。これらの状況を受けて、債務超過の早期解消に向けた計画を策定しましたが、さらなる財務体質の抜本的な改善を目指して、2021年８月に第三者割当増資による普通株式及びＡ種優先株式の発行により総額約11億円の資金調達を行いました。

しかしながら、デジタル技術の進化やメディアの多様化により常に経営環境が変化する中で、特に当社グループへの影響が大きい広告業界においては、４マス広告からインターネット広告という潮流の変化が生じております。また、広告代理店においても内制強化といった動きもみられ、さらに、当社グループにおいては業績低迷が継続したことで従業員のモチベーションの低下が続き、営業及び制作進行を担う人材を中心に人材流出が継続しました（当社の従業員数は、2021年12月期連結会計年度末時点（923名）から139名減少し、2022年

12月期連結会計年度末時点で784名となっております。)。このため、中長期的な成長マーケットであるコミュニケーション・コンテンツの企画制作の事業領域の成長を上回るスピードで、当社の収益の柱であったビジュアル・コンテンツの企画制作の事業が大きく縮小することとなりました。この結果として、2022年12月期連結会計年度では売上高が14,165百万円（前期比19.2％減）まで減少しました。また、2022年12月期連結会計年度末において、当社が株式会社りそな銀行をアレンジャーとする取引金融機関８行と締結しているシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約に定める財務制限条項に抵触しており、同時に、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合（以下「RKDファンド」といいます。）と締結している株式投資契約に定める財務制限条項に抵触していることから、短期的な資金繰りへの懸念が生じております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような厳しい経営環境のもと、さらに当社従業員による不適切な取引の疑義が2022年11月下旬に生じたことで、当社は、同年12月に特別調査委員会の設置を行い、2023年５月にその調査結果を公表することとなりました。これらの不適切な取引を調査するために調査費用656百万円を計上するなど、2023年第２四半期においても親会社株主に帰属する四半期純損失1,084百万円を計上し、3,611百万円の債務超過となりました。これに加えて、当社は、厳しい外部環境のもとでさらに追加の損失が計上されることも予想されており、借入金合計7,114百万円については取引金融機関から返済猶予をいただいております。そのため、財務体質を抜本的に改善するための資本増強施策がなければ法的整理に至る可能性が極めて高い状況に陥っております。なお、2023年第３四半期においても親会社株主に帰属する四半期純損失1,249百万円を計上し、3,787百万円の債務超過となっております。

上記のとおり、厳しい経営環境の中で当社グループの損失計上が続き、また、不適切な会計処理の調査にかかる費用が多額に発生する見込みとなり、2023年４月頃には、2023年12月期連結会計年度において大幅な債務超過となることが見込まれ、さらに、借入金の返済に支障を来すこととなったことから、増資の引き受けに関してスポンサー候補へのコンタクトを本格的に開始することとしました。しかしながら、当社グループの属するビジュアルコミュニケーション領域の厳しい事業環境のもと、当社の必要とする規模での資本調達を可能とするためのスポンサー探索については相当な困難を伴うものであることから、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとしてフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）を起用し、同社を通じて、当社事業への関心を有し、事業再生に理解を有する事業会社及び金融投資家を中心に、100社以上に対して順次スポンサ

ー支援の検討を依頼しました。

当初はスポンサー支援を検討する複数の候補がいたものの、2023年５月11日付で過去の従業員による不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書が公表されたことで、特に上場企業からは買収・出資後のガバナンス体制についての不安から検討の辞退が相次いだほか、経営環境が厳しい中で短期的な回復が見込めないなどの理由で、具体的な出資の提案を伴う意向表明書の提出を受けられない状況が続きました。当社はさらなるスポンサー探索を継続し、９月上旬に、上場企業の経営者であり、これまでターンアラウンド（企業再生）など様々な経験を有する松島陽介氏の資産管理会社である合同会社ＹＭＣａｐｉｔａｌ（以下「ＹＭＣａｐｉｔａｌ」といいます。なお、割当予定先（下記で定義します。）は松島陽介氏が本新株式（下記で定義します。）の引受けを主たる目的として設立した株式会社です。）を含む数社から提案を受けましたが、最終意向表明書を提出するに至ったスポンサー候補者は２社のみに留まりました。このうち、ＹＭＣａｐｉｔａｌ以外の１社の提案においては、出資の前提条件として取引金融機関の了解を得ることが非常に困難であるものが条件として付されていたことから、取引金融機関との合意形成の観点から検討が困難と判断しました。他方、ＹＭＣａｐｉｔａｌには支援金額の増額等を依頼したところ、支援金額の上乗せが行われた最終意向表明書が提出されました。

松島陽介氏はコンサルティングファームやバイアウトファンド、事業会社における経営を通じて、多数のターンアラウンド（企業再生）やバリューアップ（企業価値の向上）の実績を有しているとのことです。また、ＹＭＣａｐｉｔａｌからは、当社グループのこれまでの制作における実績、そこに裏付けられた優れた技術の存在価値を認めていただき、今後の日本の美的領域で世界を牽引していく企業とすべく、当社の支援を表明いただきました。

他方、ＹＭＣａｐｉｔａｌは、仮に上場維持を続けた場合でも、スポンサーとして当社の事業構造を抜本的に改革する必要性を感じており、構造改革の実施は中長期的な収益の改善が図られるものの、短期的には一定のリストラクチャリングにかかる費用の負担が生じるなどのリスクがあると認識しているとのことです。これに加えて、当社が上場を維持した場合には内部統制システムをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制の維持・構築に多額の費用が掛かることなどから、上場維持したまま少数株主をリスクにさらすことは不適当であるため、当社の少数株主にとっても、合理的な対価を支払ったうえで、当社普通株式を非公開化することが当社の少数株主の利益にも資すると考えたとのことです。

加えて、当社は、今後の再成長に向けた強固な収益構造の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2023年９月20日開催の当社取締役会において、産業競争力強化法に基づく

特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ＡＤＲ手続」といいます。）の申込を決議し、事業再生実務家協会（法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び、経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体）に対し、本事業再生ＡＤＲ手続についての正式な申請を行い、同日付で受理されました。

なお、その後当社は、本事業再生ＡＤＲ手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議として、2023年９月29日に第１回債権者会議、同年11月10日に第２回債権者会議を開催し、本事業再生ＡＤＲ手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）に対して、当社が策定した事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）を説明しております。

上記の状況を前提に、ＹＭＣａｐｉｔａｌからの最終提案は、当社の既存株式の大幅な希薄化と当社普通株式の非公開化を含むものであり、当社の少数株主の皆様に重大な影響を与えるものであったため、当社として慎重な検討を行いました。

まず、当社は、当社の財務体質の抜本的な改善のためには資金注入が必要不可欠であり、仮に資金注入が早期に実行されなければ、当社の足元の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様をさらなるリスクにさらすおそれがあるといった状況のもとで、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行いました。また、本事業再生ＡＤＲ手続を進める中で、本対象債権者との間でも金融支援が可能となるスポンサー支援の内容について協議を行いました。

その結果、ＹＭＣａｐｉｔａｌからの最終提案は、取引金融機関に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していること、ＹＭＣａｐｉｔａｌが、当社の事業再生及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していること、ＹＭＣａｐｉｔａｌ以外に、取引金融機関からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社の資金繰り上の観点等からも困難であることから、当社及び当社の少数株主の皆様にとって最善の条件であると判断いたしました。

さらに、当社としては、上場廃止及び本株式併合（下記で定義します。）により、ＹＭＣａｐｉｔａｌと当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グ

ループの事業継続及び中長期的な成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けることにつながるとの判断に至りました。

以上のように、当社は、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、本第三者割当（下記で定義します。）及び本株式併合を内容とするＹＭＣａｐｉｔａｌによるスポンサー支援に係る提案が当社の企業価値の向上のためには最善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の少数株主の皆様にとっても最善の選択肢であると考えております。なお、上記の最終提案はＹＭＣａｐｉｔａｌの名義で提出されておりますが、ＹＭＣａｐｉｔａｌは松島陽介氏の資産管理会社であり、割当予定先は松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立した株式会社Infinity brand capitalとなります。

以上の検討を経て、当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、（ⅰ）株式会社Infinity brand capital（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。なお、本第三者割当は、第１号議案に記載のとおり、本第三者割当①及び本第三者割当②により行われます。）を実施すること、及び（ⅱ）当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を１株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式１株当たり22円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といいます。）を決議いたしました。

当社は、本臨時株主総会において、本第三者割当に係る議案（第１号議案及び第３号議案）及び本第三者割当の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案（第２号議案)、本新株式の払込みを条件として資本金及び資本準備金の額を減少することに係る議案（第４号議案及び第５号議案)、本新株式の払込みを条件とする当社取締役の員数変更に関する定款一部変更の件（第６号議案)、本新株式の払込みを条件とする当社取締役３名の選任に係る議案（第７号議案)、並びに本新株式の払込みを条件とする本株式併合に係る議案（第８号議案）及びそれに伴う単元株式数の定めの廃止等に関する定款の一部変更に係る議案（第９号議案）（併せて以下「本臨時株主総会付議議案」といいます。）をご提案いたします。

当社普通株式は、本臨時株主総会並びに普通株主様及びＡ種優先株主様による各種類株主総会（併せて以下「本臨時株主総会等」といいます。）において本株式併合に係る議案が承認可決され、本第三者割当が実行された場合、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。本第三者割当の実行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本事業再生ＡＤＲ手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本対象債権者の同

意により成立すること、本臨時株主総会付議議案が本臨時株主総会において承認可決されること、本新株式の払込日に、当社の代表取締役進藤博信から、その保有する当社の普通株式997,700株及び同人が株式会社アマナ役員持株会（紫会）から株式振替えを受ける予定の800株を無償で取得すること（以下「本自己株式取得」といいます。）に係る振替申請を完了すること、割当予定先が、本臨時株主総会の終了後、本新株式の払込日までに、RKDファンドとの間で、本株式併合後に、RKDファンドが保有する当社のＡ種優先株式全て（1,000株）を譲り受ける旨の契約を締結すること、当社の代表取締役進藤博信から本新株式の払込みをもって当社の代表取締役及び取締役を辞任する旨の辞任届が提出されていること、並びに2023年５月11日付で公表した当社取引先において当社を通じた不適切な取引が行われている疑義に関して、当社グループの財政状態又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を与えないと合理的に見込まれること等（以下「本前提条件」といいます。）の充足を条件としております。

株主の皆様におかれましては、次頁以降の各議案の内容をよくお読みいただき何卒趣旨をご理解のうえ、全ての議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

第１号議案　第三者割当による募集株式の発行①の件

会社法第199条の規定に基づき、下記１.に記載の理由により、下記２.に記載の概要にて第三者割当による募集株式の発行（以下「本第三者割当①」といい、本第三者割当①により発行される新株式を「本新株式①」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当に伴い発行される本新株式33,000,000株（議決権数330,000個）は、2023年６月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数5,579,200株（2023年６月30日現在の総議決権数52,602個）の591.48％（議決権における割合627.35％）に相当いたします。このように、本第三者割当に伴う希薄化率は25％以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、本議案及び第３号議案についての株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、本第三者割当の発行条件が割当予定先に特に有利なものであり、また、その後に当社普通株式の上場廃止及び割当予定先による当社の完全子会社化が予定されていることから、当社の少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、2023年９月20日付の当社取締役会決議に基づき、当社の経営者並びにＹＭＣａｐｉｔａｌ及び割当予定先からの独立性並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否からの独立性が認められる者として、当社の社外取締役である飛松純一氏、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役である平田静子氏、及び当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役である西井友佳子氏の３名で構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。そして、当社は、2023年９月26日付で、本特別委員会に対して、①本第三者割当に係る資金調達の必要性、②本第三者割当に係る手段の相当性、③本第三者割当に係る発行条件の相当性、並びに④当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、2023年10月26日付で、①本第三者割当に係る資金調達の必要性が認められ、②本第三者割当に係る手段の相当性が認められ、③本第三者割当に係る発行条件の相当性が認められ、また、④当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社

の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申書を取得しております。

1．特に有利な金額で募集株式を発行する理由

（1） 第三者割当による新株式発行の目的及び理由

① 本第三者割当に至る経緯

上記「第1号議案から第9号議案の上程に至る経緯」をご参照ください。

② 本第三者割当を選択した理由

当社は、本第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達手法について比較検討を行いましたが、その際、上記「第1号議案から第9号議案の上程に至る経緯」に記載の当社の資金需要を踏まえれば、当社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素と考えました。

公募増資による普通株式の発行については、第53期有価証券報告書にて公表のとおり、当社の第53期連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する注記」を記載しており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と判断しております。また、ライツオファリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけるとも限らないことから、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実に必要金額を調達できることが担保できず、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対して、第三者割当増資は、適切なスポンサーを選定することができれば、必要金額の調達の確実性が最も高く、当社にとって適切な選択肢になり得ると考え、上記「第1号議案から第9号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援が当社の企業価値の向上のためには最善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の少数株主の皆様にとっても最善の選択肢であるとの判断に至りました。

なお、金融機関からの追加借入による資金調達やその他の資本支援の可能性も検討しましたが、既に当社が債務超過に陥っており、その業績の回復には一定程度の時間を要することが見込まれ、かつ、2023年12月末日まで弁済期限を

延長している借入金について、取引金融機関からさらなる返済を猶予いただくことも困難になるおそれがある中で、スポンサーからの資金提供等により当社が抱える事業・財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図り、本事業再生ＡＤＲ手続において本対象債権者より債務免除を含む本事業再生計画案に同意いただくことを最優先すべきであり、現時点では、金融機関からの追加借入による資金調達やその他の資本支援は当社にとって現実的又は利用可能な選択肢ではなく、当社をとりまく状況の解決に繋がるものではないと判断いたしました。

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は330,000個であり、その場合の当社の総議決権数（2023年６月30日現在の当社の総議決権数（52,602個）に当該議決権数を加えた数（382,602個）から、本自己株式取得により当社が取得する予定の議決権の数（9,985個）を控除した数である372,617個）に対する割合は88.56％となり、割当予定先は、会社法第206条の２第１項に規定する特定引受人に該当します。この点に関して、2023年10月26日開催の取締役会において、当社の監査役３名（うち２名は社外監査役）は、当社の現在の財務状態と資金繰りを含めた今後の見通しを踏まえると、当社が割当予定先と本第三者割当に係る総数引受契約を締結し、割当予定先による本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援を受けることは、現在の当社の存亡にかかわる取引であると考えられ、本第三者割当の払込金額及び本株式併合に伴う端数処理を通じて当社の少数株主に支払われる金額は、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援を受けるために取引金融機関から相当額の債務免除等の同意を得る必要がある状況に照らし、株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）から当社宛に提出された株式価値算定書に記載されている当社普通株式の株式価値の算定結果、及び赤坂国際会計から当社宛に提出されたフェアネス・オピニオンに記載されている意見の内容を踏まえて、当社取締役会において決定されることを踏まえると、相当であると認められ、これらの点に鑑みると、当社が割当予定先と本第三者割当に係る総数引受契約を締結すること並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の２第１項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には合理性が認めら

れる旨の意見を表明しています。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

（２） 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、足元の厳しい経営環境下において、当社にとって最も有利かつ実現可能な条件での資金調達を目指すべく、上記「第１号議案から第９号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、スポンサー候補に対するスポンサー支援の打診の過程において、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行いました。その結果、ＹＭＣａｐｉｔａｌからの最終提案は、取引金融機関に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していること、ＹＭＣａｐｉｔａｌが、当社の事業再生及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していること、ＹＭＣａｐｉｔａｌ以外に、取引金融機関からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社の資金繰り上の観点等からも困難であることから、当社にとって現時点で最善の条件であると判断し、ＹＭＣａｐｉｔａｌが提示した18円を本新株式の払込金額として決定いたしました。なお、上記の最終提案はＹＭＣａｐｉｔａｌの名義で提出されておりますが、ＹＭＣａｐｉｔａｌは松島陽介氏の資産管理会社であり、割当予定先は松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立した株式会社Infinity brand capitalとなります。

本新株式の払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の前営業日である2023年10月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）313円に対しては、92.97％（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウントの数値（％）において同じとします。）のディスカウント、本取締役会決議日の直前１か月間（2023年９月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均

値である295円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対しては92.53％のディスカウント、同直前３か月間（2023年７月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である321円に対しては93.15％のディスカウント、同直前６か月間（2023年４月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である334円に対しては93.41％のディスカウントとなります。

当社は、上記の協議及び交渉の結果を踏まえて、本新株式の払込金額及び本株式併合に係る端数処理により少数株主の皆様に交付することが見込まれる金銭（以下「本株式併合交付見込金額」といいます。）を決定するに当たり、また、本臨時株主総会等における少数株主の皆様の議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社普通株式の株式価値の算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が、当社の少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼いたしました。なお、赤坂国際会計の報酬は、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、当該スポンサー支援の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社並びにＹＭＣａｐｉｔａｌ及び割当予定先の関連当事者には該当せず、当該スポンサー支援に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社普通株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会社比較法、③ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）の各算定方法のうち、ＤＣＦ法を採用して、当社普通株式の株式価値の算定を行い、当社は、2023年10月26日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。また、当社は、2023年10月26日付で、赤坂国際会計から本フェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

ＤＣＦ法：０円～18円

赤坂国際会計が当社普通株式の株式価値の算定にＤＣＦ法を採用した理由は

以下のとおりです。

まず、①市場株価平均法については、本株式価値算定書作成時点において、上場廃止を前提とした当社の業績見通し等が公表されていないことや、既に公表された本事業再生ＡＤＲ手続に関する楽観的なシナリオに基づく投機的な取引が価格形成に一定の影響を与えている可能性があること等から、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援又は取引金融機関による債務免除の同意等をいただけない場合に想定される、当社の事業継続に及ぼす重要な影響が市場株価に十分に反映されていない可能性が高いと考えられ、市場株価平均法を適用する前提となる適切な情報開示がなされていないことによる株価への重要な影響が無視し得ないものであると考えられるため、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

また、②類似会社比較法については、当該算定手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・ＥＢＩＴＤＡ等が、当社においては、直近でいずれもマイナスとなることが見込まれており、適切に類似会社比較法を採用することが困難であると考えられるため、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

一方、当社普通株式の株式価値の算定に採用されている③ＤＣＦ法については、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定手法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本株式価値算定書においては、当社が赤坂国際会計に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュ・フローに基づき、ＤＣＦ法による株式の価値を算定するものと説明されております。

ＤＣＦ法では、当社新経営会議にて十分に審議の上、当社が提出した2023年12月期から2027年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2023年12月期第３四半期以降に生み出すと見込まれるフリー･キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（ＷＡＣＣ）である10.8％～11.6％を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-1.0％～1.0％として算定し、当社普通株式の１株当たりの株式価値の範囲は、０円から18円と算定されています。

赤坂国際会計が、ＤＣＦ法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

以下の財務予測は、本対象債権者に対して要請することとなる債務免除、本第三者割当を含む当社普通株式の上場廃止を前提としたものです。当該財務予測においては、2024年12月期まで、中長期的な成長マーケットであるコミュニケーション・コンテンツの企画制作の事業領域の成長を上回るスピードで、当社の収益の柱であったビジュアル・コンテンツの企画制作の事業が縮小する傾向が継続することを見込んでいる一方、稼働人員数の減少に伴う報酬・給与等の減少、業績進捗を勘案した賞与勘定の抑制など人件費のコントロールを継続し、また、非中核部門の見直しにより事業及び組織の最適化を図ることなどで、固定的な費用の削減に努めた効果が発現することが前提とされています。

（単位：百万円）

	2023年12月期（６か月）	2024年12月期	2025年12月期	2026年12月期	2027年12月期
売上高	6,045	10,857	11,415	11,801	12,118
営業利益	△239	△27	179	216	273
EBITDA	△144	190	431	500	532
フリー・キャッシュ・フロー	△473	△196	114	203	300

なお、本株式価値算定書において採用されたＤＣＦ法に関し、本株式価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しておりますが、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中又は計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、この点について、このような事業継続が困難となる状況を想定した場合には、本株式価値算定書におけるＤＣＦ法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本株式価値算定書において示されています。

上記のとおり、当社が第三者算定機関から取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンに照らしても、当社としては、本新株式の払込金額は

公正かつ妥当な金額であると判断しております。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を受けることを、本第三者割当による本新株式の発行の条件といたしました。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当に伴い発行される本新株式数は33,000,000株（議決権数330,000個）で、2023年６月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数5,579,200株に対する比率は591.48％、2023年６月30日現在の当社議決権総数52,602個に対する比率は627.35％であります。

このように本第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、①当社には資金調達の必要性が認められるところ、本第三者割当による調達資金は原則として運転資金及び借入金の弁済にのみ充当することを予定しており、本第三者割当の発行規模は、あくまで当社として必要不可欠と考える資金不足の状況を解決するために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本新株式の払込金額についても、当社をとりまく状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社普通株式の株式価値の算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

2．本新株式①の発行概要

① 払込期間	2023年12月19日（火）から2024年４月30日（火）
② 発行新株式数	普通株式15,000,000株
③ 発行価額	１株につき18円
④ 調達資金の額	270,000,000円
⑤ 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額　　135,000,000円 増加する資本準備金の額　135,000,000円
⑥ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 （株式会社Infinity brand capital）
⑦ その他	上記各号については、本前提条件が充足されることを条件としております。 なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の２第４項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議の特別決議による承認を兼ねるものであります。

（注１）本第三者割当①及び本第三者割当②（下記「第３号議案　第三者割当による募集株式の発行②の件」で定義します。）は同時に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることは想定されておりません。

（注２）本第三者割当①に関して、2023年12月19日（火）から2024年４月30日（火）までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、上記⑦に記載のとおり、本新株式の発行は、本前提条件の充足を条件としているところ、本前提条件の成立時期を現時点で正確に予想することが困難であるためです。

第２号議案　発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件

１．提案の理由

本第三者割当による本新株式の発行を可能とするため、現行定款第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）について、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を現行の21,620,000株から50,000,000株に変更するものです（当該定款変更を以下「本定款変更」といいます。）。

２．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

なお、会社法第113条第３項によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の４倍を超えることができないとされているところ、2023年６月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数（5,579,200株）を前提とすれば、一度に本第三者割当による本新株式の全部を発行することはできません。そのため、まず、本第三者割当①に係る本新株式①（15,000,000株）の発行を行い、本臨時株主総会等において本定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、及び本新株式①の払込みを条件として、本定款変更を行います。本第三者割当②に係る本新株式②（18,000,000株）の発行は、本定款変更の効力発生を条件として行われ、本新株式①の払込み、本定款変更の効力発生及び本新株式②の払込みは、全て同日に行われます。

（下線は変更部分を示します。）

現行の定款	変更案
第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、21,620,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は21,620,000株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。	第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は50,000,000株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。

第３号議案　第三者割当による募集株式の発行②の件

会社法第199条の規定に基づき、下記１.に記載の理由により、下記２.に記載の概要にて第三者割当による募集株式の発行（以下「本第三者割当②」といい、本第三者割当②により発行される新株式を「本新株式②」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、第１号議案に記載の理由により、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、第１号議案及び本議案についての株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

１．特に有利な金額で募集株式を発行する理由

「第１号議案　第三者割当による募集株式の発行①の件」の「１．特に有利な金額で募集株式を発行する理由」に記載のとおりです。

２．本新株式②の発行概要

① 払込期間	2023年12月19日（火）から2024年４月30日（火）
② 発行新株式数	普通株式18,000,000株
③ 発行価額	１株につき18円
④ 調達資金の額	324,000,000円
⑤ 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額　　162,000,000円 増加する資本準備金の額　162,000,000円
⑥ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 （株式会社Infinity brand capital）
⑦ その他	上記各号については、本前提条件が充足されること及び本定款変更の効力発生を条件としております。 なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の２第４項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議の特別決議による承認を兼ねるものであります。

（注１）本第三者割当①及び本第三者割当②は同時に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることは想定されておりません。

（注２）本第三者割当②に関して、2023年12月19日（火）から2024年４月30日（火）までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、上記⑦に記載のとおり、本新株式の発行は、本前提条件の充足を条件と

しているところ、本前提条件の成立時期を現時点で正確に予想することが困難であるためです。

第４号議案　資本金の額の減少の件

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本議案の資本金の額の減少は、本新株式の払込みを条件といたします。

（１）減少する資本金の額

資本金の額397,000,000円を297,000,000円減少して、100,000,000円とし、減少する資本金の額297,000,000円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（２）資本金の額の減少が効力を生ずる日

本第三者割当に係る払込みの最終の払込日と同日

第５号議案　資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本議案の資本準備金の額の減少は、本新株式の払込みを条件といたします。

（１）減少する資本準備金の額

資本準備金の額297,000,000円を297,000,000円減少して、０円とし、減少する資本準備金の額297,000,000円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（２）資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

本第三者割当に係る払込みの最終の払込日と同日

第６号議案　取締役の員数変更に関する定款一部変更の件

１．提案の理由

第７号議案に記載のとおり、本新株式の払込みを条件として新たに取締役３名の選任をお願いするにあたり、取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数を11名以内から13名以内に変更するものであります。なお、当社の代表取締役進藤博信は、本第三者割当の実行をもって代表取締役及び取締役を辞任する予定であり、その他の取締役の処遇については今後決定される予定です。

２．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本新株式の払込みを条件として、本新株式の払込日と同日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行の定款	変更案
第１９条（員数） 当会社の取締役は、１１名以内とする。	第１９条（員数） 当会社の取締役は、１３名以内とする。

第７号議案　取締役３名選任の件

本新株式の払込みを条件として、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

金子（かねこ）　剛章（よしあき）

新　任

生年月日
1986年１月31日生
男性

所有する当社の株式数
－株

取締役会出席状況
－/－回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年４月	㈱オプト　入社
2013年４月	㈱医薬情報ネット　入社
2014年９月	㈱医薬情報ネット　代表取締役
2023年５月	㈱HONOR　代表取締役（現任）
2023年10月	㈱Infinity brand capital　代表取締役（現任）

候補者番号　2

瀬川（せかわ）　貴文（たかふみ）

新　任

生年月日
1985年７月16日生
男性

所有する当社の株式数
－株

取締役会出席状況
－/－回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2009年４月	㈱ローランドベルガー　入社
2012年10月	ノーリツ鋼機㈱　入社
2013年10月	㈱全国通販へ出向　経営企画部部長兼商品企画部副部長
2017年10月	ハウスバード㈱　取締役副社長
2020年２月	TSパートナーズ㈱　代表取締役（現任）

候補者番号 3

松島（まつしま）　陽介（ようすけ）

新　任

生年月日
1972年９月１日生
男性

所有する当社の株式数
－株

取締役会出席状況
－/－回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年４月	第一生命保険㈱　入社
2001年６月	A.T.カーニー㈱　入社
2005年10月	マッキンゼー＆カンパニー　入社
2007年２月	㈱MKSパートナーズ　入社
2008年12月	丸の内キャピタル㈱　入社
2012年４月	NKリレーションズ㈱（現　ノーリツ鋼機㈱）　代表取締役
2013年５月	㈱日本医療データセンター（現　㈱JMDC）　取締役
2013年６月	ノーリツ鋼機㈱　取締役副社長COO
2013年10月	㈱日本医療データセンター（現　㈱JMDC）　代表取締役社長
2018年４月	㈱日本医療データセンター（現　㈱JMDC）　代表取締役社長兼CEO
2023年６月	㈱JMDC　代表取締役会長（現任）
2023年10月	㈱カラダノート　社外取締役（現任）

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．松島陽介氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる責任追及の訴えに係る争訟費用、法律上の損害賠償金を支払うことによる損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第８号議案　株式併合の件

当社の普通株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式3,300,000株を１株に併合すること（本株式併合）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、本第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じた条件が付されており、本第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、その直後に到来する効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）において、実際に株式併合の効力が発生することとなります。

１．株式併合を行う理由

当社は、「第１号議案から第９号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援が当社の企業価値の向上のためには最善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の少数株主の皆様にとっても最善の選択肢であるとの判断に至りました。

そこで、当社は、本臨時株主総会等において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されること、及び本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

２．会社法第180条第２項各号に掲げる事項

（１）併合の割合

当社普通株式について、3,300,000株を１株に併合いたします。

（２）株式の併合がその効力を生ずる日

本第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、本株式併合効力発生日を以下のとおりといたします。

① 2023年12月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年１月31日とする。

② 2024年１月１日以降、2024年１月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年２月29日とする。

③ 2024年２月１日以降、2024年２月29日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年３月31日と

する。

④ 2024年３月１日以降、2024年３月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年４月30日とする。

⑤ 2024年４月１日以降、2024年４月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年５月31日とする。

（３） 併合する株式の種類
普通株式

（４） 効力発生日における発行可能株式総数
1,010株

３． 会社法第180条第２項第１号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は、当社普通株式について、3,300,000株を１株に併合するものです。本株式併合は、当社の普通株主を割当予定先のみとすることを目的として行われるものであること、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであること、並びに下記の各事項から、本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は相当であると判断しております。

（１） 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

割当予定先は本第三者割当に係る本新株式の払込み前の時点では当社の親会社等に該当いたしませんが、当社は、割当予定先が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援により当社の普通株主を割当予定先のみとすることを企図していることを考慮して、当社の少数株主の皆様への影響に配慮し、当該スポンサー支援に関する決定に至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当該スポンサー支援の公正性を担保するため、下記に記載の措置を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに当たり、また、本臨時株主総会等における少数株主の皆様の議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関である赤坂国際会計から本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しております。算定の概要については、上記「第１号議案　第三者割当による募集株式の発行①の件　１.特に有利な金額で募集株式を発行する理由　（２）発行条件等の合理性　①払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

② 当社における当社の経営者並びにＹＭＣａｐｉｔａｌ及び割当予定先からの独立性並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否からの独立性が認められる者からの意見の取得

当社は、当社の経営者並びにＹＭＣａｐｉｔａｌ及び割当予定先からの独立性並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否からの独立性が認められる者として、当社の社外取締役である飛松純一氏、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役である平田静子氏、及び当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役である西井友佳子氏の３名で構成される本特別委員会を設置し、2023年10月26日付で、①本第三者割当に係る資金調達の必要性が認められ、②本第三者割当に係る手段の相当性が認められ、③本第三者割当に係る発行条件の相当性が認められ、また、④当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申書を取得しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を選定し、同事務所より、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所･外国法共同事業は、当社並びにＹＭＣａｐｉｔａｌ及び割当予定先から独立しており、当社並びにＹＭＣａｐｉｔａｌ及び割当予定先との間に重要な利害関係を

有しておりません。

④　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

2023年10月26日開催の取締役会においては、彦工伸治氏を除く10名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員一致により上記決議を行っております。なお、当社取締役の彦工伸治氏は、当社がフィナンシャル・アドバイザーとして起用しているフロンティア・マネジメントの執行役員を兼務しており、特別利害関係取締役に該当するおそれがあるため、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する審議及び決議には参加しておりません。

（2）会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該端数処理の方法に関する事項

①　会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を少数株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を割当予定先に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合前に少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、22円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

②　売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

株式会社Infinity brand capital

③　売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

割当予定先の株式会社Infinity brand capitalは、松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立された株式会社であり、同氏が出資者であるとのことです。

当社は、割当予定先から、松島陽介氏が、本株式併合の結果生じる１株に満たない端数の合計数に相当する当社普通株式の売却代金の支払いのための資金を確保している旨の口頭による報告を受けております。当社は、松島陽介氏から証券会社の保有資産レポートの写しを取得し、2023年10月６日時点の証券会社の預かり金等の残高を確認し、割当予定先が端数相当株式の売却に係る代金の支払いのために十分な現預金を保有していることを確認しております。

したがって、割当予定先による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④　売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合効力発生日から１か月程度を目途に、会社法第235条第２項の準用する同法第234条第２項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、本株式併合効力発生日から１、２か月程度を目途に当該当社普通株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を少数株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、本株式併合効力発生日から２、３か月程度を目途に当該売却代金を少数株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却が行われ、また、当該売却代金の少数株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合効力発生日の前営業日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された少数株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

（3） 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合交付見込金額は、少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、本第三者割当における本新株式の払込金額（18円）に対して22.22％のプレミアムを付した金額である22円を乗じた金額に設定することを予定しております。この金額は、本取締役会決議日の前営業日である2023年10月25日の終値313円に対しては92.97％のディスカウントとなります。しかしながら、本株式併合交付見込金額は、上記「第１号議案から第９号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社の財務体質の抜本的な改善のためには資金注入が必要不可欠であり、仮に資金注入が早期に実行されなければ、当社の足元の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様をさらなるリスクにさらすおそれがあるといった状況のもとで、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行った結果決定された金額であることから、当社及び当社の少数株主の皆様にとって最善の条件であると判断しております。

以上により、当社は、本株式併合交付見込金額（22円）については、相当であると判断しております。

４．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（1） 継続企業の前提に関する事項

当社グループは、2022年12月期連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の断続的な再拡大に伴う影響等の外部要因、さらに、営業及び制作進行を担う人材の減少に伴うリソース不足やワークフロー（組織・ルール・システム等）の大幅な変更の過渡期におけるリソース配分不備等の内部要因が重なり、売上高が大きく減少し、重要な営業損失1,146百万円、経常損失1,311百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,501百万円を計上し、2,460百万円の債務超過となりました。また、当該経営成績及び財政状態により、当該連結会計年度末において、当社が株式会社りそな銀行をアレンジャーとする取引金融機関８行と締結しているシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約に定める財務制限条項に抵触しており、同時に、RKDファンドと締結している株式投資契約に定める財務制限条項に抵触していることから、短期的な資金繰りへの懸念が生じております。なお、2023年12月期第３四半期においては親会社株主に帰属する四半期純損失1,249

百万円を計上しており、引き続き、債務超過は解消されない状態となっております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

（2） 本事業再生ＡＤＲ手続の正式申込及び受理

上記「第１号議案から第９号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社は、厳しい経営状況を踏まえ、本対象債権者の同意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2023年９月20日開催の取締役会において、本事業再生ＡＤＲ手続の申込を決議し、事業再生実務家協会に対し、本事業再生ＡＤＲ手続についての正式な申請を行い、同日付で受理されました。

その後、当社は、本事業再生ＡＤＲ手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議として、2023年９月29日に第１回債権者会議、同年11月10日に第２回債権者会議を開催し、本対象債権者に対して、本事業再生計画案をご説明いたしました。

（3） 本第三者割当

当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、株式会社Infinity brand capitalを割当先とする第三者割当による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を１株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、１株当たり22円の金銭を交付することについて決議いたしました。

（4） 特別調査費用等

当社において、過去に当社従業員により不適切な取引が行われていたこと、及び当社取引先において当社を通じた不適切な取引が行われていたことが判明いたしました。

これに伴い、特別調査委員会による調査及び過年度決算の訂正に要した費用（監査法人の監査費用、外部委託費用等）について、2023年12月期第２四半期において656百万円の特別調査費用等を特別損失に計上いたしました。

（５） PORTオフィスの閉鎖

当社は、ロケーション及びファシリティの最適化の一環として、2023年７月末にPORTオフィスを閉鎖いたしました。当該オフィスの閉鎖に伴い、廃棄した固定資産については廃棄に先立ち2023年12月期第２四半期において31百万円の減損損失を特別損失に計上した一方で、売却した固定資産については2023年12月期第３四半期において70百万円の固定資産売却益を特別利益に計上いたしました。また、役職員及び一部の固定資産の異動に伴う費用等が発生したことにより、同第３四半期において17百万円の事務所移転費用を特別損失に計上いたしました。

さらに、当該閉鎖に伴い、将来使用する見込みがなくなった資産除去債務について取崩を行ったことから、同第３四半期において96百万円の資産除去債務取崩益を特別利益に計上いたしました。加えて、当該オフィスにかかる賃貸借契約の締結時に発生した未払費用（フリーレント相当額）について、会計上は賃貸借契約の締結後に発生する毎月の賃借料を減額させる処理を行っておりましたが、減額の効果がなくなり取崩を行ったことから、同第３四半期において15百万円の未払費用取崩益を特別利益に計上いたしました。

（６） 賃貸借物件の解約による差入保証金の解約損

当社は、2023年11月20日開催の取締役会において、現在、本社オフィスとして使用している賃貸借物件について、一部フロアの賃貸借契約を解約することを決議いたしました。

これに伴い、当該賃貸借契約にかかる差入保証金については、今般解約するフロアにかかる賃借料の３か月分に相当する金額が差し引かれたうえで返還される予定となることから、差入保証金から差し引かれる金額について、2023年12月期連結会計年度において53百万円の差入保証金解約損を特別損失に計上する予定です。

第９号議案　単元株式数の定めの廃止等に関する定款一部変更の件

１．提案の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第２項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は1,010株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、また、株式併合の割合を勘案して当社普通株式の発行可能種類株式総数を変更するために、本株式併合の効力発生を条件として、定款第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式の発行済株式総数は1,010株（うち普通株式10株、A種優先株式1,000株）となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力発生を条件として、現在１単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第７条（単元株式数）及び第８条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、下記「変更前の定款」は、本定款変更の効力発生後の定款を記載しております。

本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力発生を条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

変更前の定款	変更案
第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は50,000,000株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。	第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、1,010株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は10株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。
第７条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、普通株式につき１００株とし、Ａ種優先株式につき１株とする。	（削除）

変更前の定款	変更案
第８条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	（削除）
第９条～第４７条（条文省略）	第７条～第４５条（条文省略）

以　上

［普通株主様による種類株主総会］

第１号議案　発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件

本臨時株主総会の株主総会参考書類19頁に記載の第２号議案「発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件」と同一内容ですので、当該箇所をご参照ください。

第２号議案　株式併合の件

本臨時株主総会の株主総会参考書類26頁から33頁に記載の第８号議案「株式併合の件」と同一内容ですので、当該箇所をご参照ください。

以　上

株主総会 会場ご案内図

開催日時：2023年12月25日（月曜日）午後１時（受付開始　午後０時30分）

会　　場：東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー３階　ザ　グランドホール

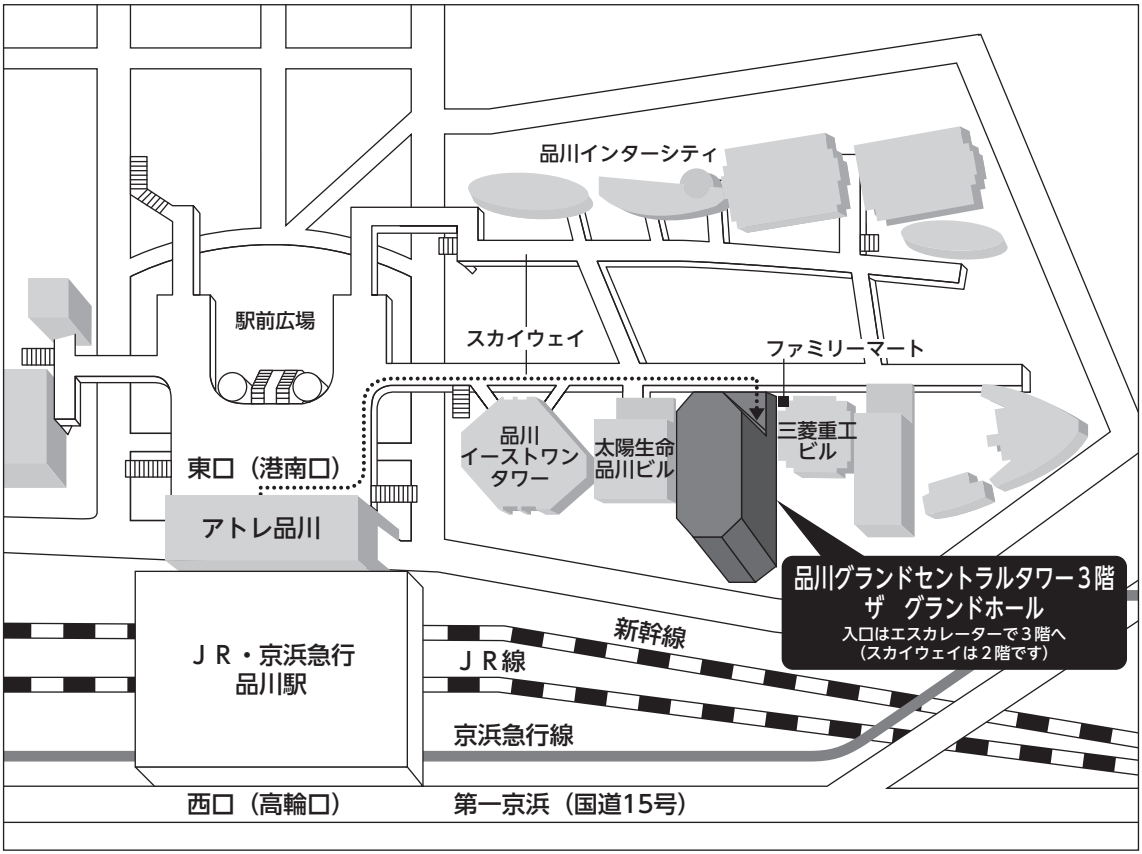

交通のご案内
　ＪＲ品川駅　東口（港南口）より徒歩５分
　港南口方向へ連絡通路を進み、港南口右手スカイウェイ経由で、
　直接品川グランドセントラルタワーよりご入館願います。

お願い
　駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。